

第3回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年3月29日(木)
会 場 熊本市役所 14階大ホール

開会時間 午後4時00分
終了時間 午後5時15分

○ 出席委員等(24名)

会 長	幸 山 政 史						
副会長	村 崎 秀						
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	税 所 史 熙				
	江 藤 正 行	田 中 誠 一	米 原 靖 雄				
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治				
	宮 原 スエ子	森 日出輝	田 川 家 稔				
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信				
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久				
	西 村 榮 記	森 川 治 雄	松 見 辰 彦				
	井 川 正 明						

○ 欠席委員等(なし)

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	嶋 村 悦 郎	中 川 和 徳
田 中 邦 彦	田 中 徹	池 田 哲 也
平 野 聖 也		

第3回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年3月29日（木）午後4時～

場 所：熊本市役所 14階大ホール

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

[報 告]

議員専門部会からの報告
合併市町村基本計画について

[議 案]

議案第 7号 平成18年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算について
議案第 8号 平成19年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画について
議案第 9号 平成19年度熊本市・富合町合併協議会の予算について

[協 議]

(1) 前回提案

協議第20号 慣行の取扱いについて
協議第27号 消防防災の取扱いについて（その1）
協議第30号 保健衛生事業の取扱いについて（その1）
協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その1）
協議第33号 環境対策事業の取扱いについて（その1）
協議第34号 農林水産関係事業の取扱いについて（その1）
協議第35号 商工・観光関係事業の取扱いについて（その1）
協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（その1）

(2) 今回提案

協議第 5号 財産及び債務の取扱いについて
協議第 9号 地方税の取扱いについて
協議第26号 納税関係事業の取扱いについて

[その他]

4 閉 会

午後 4 時 00 分

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第 3 回熊本市・富合町合併協議会を開催いたします。本日は御多忙の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。お手元に「協議会次第」と「出席者名簿」がございます。それと「第 3 回熊本市・富合町合併協議会」の冊子を配布させていただいております。もし、資料の不足等がございましたら事務局までお申し出ください。それでは御手元に配布してあります会次第に従いまして進行させていただきます。

まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

会長挨拶

幸山 政史 熊本市長

熊本市長の幸山でございます。

第 3 回熊本市・富合町合併協議会の開催にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

来月には統一地方選挙が行われる時期ではありますが、両市町の議員の皆様をはじめ、各委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございます。

さて前回でございますけれども、議員専門部会の付託事項でありまして、基本的協議項目でもありました、「合併の方式について」、「新市の名称について」、「新市の事務所の位置について」この 3 つの項目につきまして、御提案をいたしましたところ、御承認までいただきまして誠にありがとうございました。

さらには本日でございますが、平成 18 年度の最後の協議会となりますので、平成 18 年度の補正予算、平成 19 年度の事業計画及び予算につきまして、御提案をいたしまして、御審議をいただくということになっております。

続きまして、第 2 回協議会で御提案いたしております「慣行の取り扱いについて」など 8 協議項目につきまして、今回、御審議をいただくということとなっております。

さらには新たに「財産及び債務の取扱いについて」など 3 つの協議項目につきまして、今回御提案させていただくという運びになっております。

これから実質的な議論を重ねてまいりわけでございますが、先般もお話したところでございますが、行政的な事柄が多ございまして、大変委員の皆様方には御迷惑をお掛けすることも多かろうと存じますけれども、よりよき合併に繋がりますように全力を上げて取り組んでまいりますので委員の皆様方の更なる御指導をよろしく申し上げまして冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

司会

それでは、これより「次第 3 議事」に入らせていただきます。会議の進行につきまし

ては、協議会規約第10条第2項の規定によりまして会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

規約によりまして会長が議長を行うとのことですので、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いします。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は先ほど申し上げましたように全員御出席をいただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますので、ここに御報告を申し上げます。

続きましてここで会議録署名委員の指名を行いたいと存じます。会議録署名委員の指名につきましては、会議運営規程第8条第2項の規定により、指名は議長が行うこととなっておりますので、指名をさせていただきます。

本日は、熊本市から江藤委員、富合町から江野委員2名をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、御手元の次第に沿いまして議事を進めさせていただきます。

これより「次第3 議事」に入らせていただきます。最初に「報告」でございます。この報告につきましては、議員専門部会における審議の経過及び結果についての報告並びに合併市町村基本計画についての報告でございます。

それでは、事務局からの説明を求めます。

事務局

第3回熊本市・富合町合併協議会の資料をご覧いただきたいと思っております。まず、報告でございます。4頁をお願いいたします。第2回議員専門部会報告でございます。平成19年3月5日に開催されました審議の状況でございます。第2回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では付託を受けた事項のうち、協議第5号について審議を行い次のとおり承認されたということでございまして、協議第5号の内容は財産及び債務の取扱いということでございます。「富合町の財産及び債務はすべて熊本市に引き継ぐ。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払等基金については、国民健康保険事業の取扱いの項目において別途協議を行う。」ということでございまして、こういうことが承認されたということを御報告申し上げます。

続きまして5頁、合併市町村基本計画ということでございます。合併市町村基本計画というものを策定するわけですが、今からそういう作業に入っていくわけですが、どうしても、どういうものかというのをここで目次を示させていただいているということでございます。このような構成になるであろうということでございまして、第一章が序論ということでございまして合併の必要性、それから計画策定の方針ということで、計画の趣旨それから計画の構成、構成の中では新市の街づくりの基本方針、その基本方針を実

施するための施策、公共的施設の統合整備、財政計画といった主な構成内容を明示することとさせていただきます。それから計画の対象区域、そして計画の期間ということとさせていただきます。ここでは概ね10年ということにさせていただけたらと思っております。それから第2章両市町の概況、それから第3章としまして主要指標、人口とか世帯数などを書くこととなります。それから6頁になりますが、第4章といたしまして、まちづくりの基本方針ということとさせていただきます。新市の将来像や具体的な目標等を書いていくということとなります。それから第5章といたしまして、新市の施策ということとさせていただきますその方針に従いまして施策分野別の基本方針に基づいて各施策の内容や事業などを示すということとさせていただきます。それから第6章でございますが、新市における県事業の推進ということとさせていただきます合併後、合併市町村のまちづくりにおける、県の果たす役割というようなものを具体的に推進する県事業などを明示していくということになるということとさせていただきます。それから第7章公共的施設の適正配置と整備でございます。公共的施設の統合整備等について定めるということとさせていただきます。地域特性や地域のバランス、あるいは財政事情等考慮した上で定めていくということになるかと思っております。それから第8章ということとありまして、財政計画ということとさせていただきます。歳入歳出ごとに、計画期間内における費目別の見通し額と、その考え方・根拠等について示すと。特に合併に伴う影響等について示していくということになるということとさせていただきます。以上が今から策定に取り掛かります合併市町村基本計画の目次ということとさせていただきます。以上報告事項でございます。

会長

ただいま事務局から説明がありました議員専門部会における審議の経過及び結果並びに合併市町村基本計画につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。特に報告事項についてでございますでしょうか。

(質疑等無しの意思表示有り)

会長

それでは、御質疑等ないようでございますので、以上で報告につきましては終わらせていただきます。

続きまして、「議案」に入らせていただきます。最初に、議案第7号「平成18年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算について」につきまして事務局からの説明を求めます。

事務局

9頁をお願いいたします。議案第7号「平成18年度熊本市・富合町合併協議会の補正予算について」ということとさせていただきます。平成18年度補正予算でございますが、下のほうに、繰越明許というところがございます。翌年度に繰越して使用することができる経費

は、「別表 繰越明許費」を挙げさせてさせていただいております。18年度の予算の中の総務費の中の事業推進費の合併市町村基本計画策定業務ということがございます。ただ今御説明申し上げました基本計画の費用でございますがこれにつきましては、この執行自体が新年度の19年度になるということでございます。その費用の4,515,000円を19年度に繰越すということの補正の予算でございます。よろしくお願いいたします。

会長

ただいま事務局から説明がありました議案第7号「補正予算」についての説明でございますが、何か皆様方から御質問、御意見等はございませんでしょうか。特にございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

それでは、議案第7号につきまして原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、議案第8号「平成19年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画について」につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

11頁をお願いいたします。議案第8号「平成19年度熊本市・富合町合併協議会の事業計画について」ということございまして、19年度事業計画をこの表のように定めるということでございます。この事業計画につきましては18年度に第1回協議会でお示しいたしました事業計画と同じようなものでございますが、ここで新たに追加されたものが広報広聴という一番下の枠でございます。その中に住民意向調査の実施（アンケート調査）ということが入っております。このことにつきまして19年度に行いたいということで事業計画として挙げさせていただいておるといようなことございまして、後は、合併協議会のこと、専門部会のこと、幹事会のこと、作業部会のことを事業計画として挙げさせていただいておるといことでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました議案第8号「事業計画」につきまして、何か御質問・御意見等ございましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。もし、ないようでありましたら議案第8号につきまして原案のとおり承認でということよろしいでしょうか。

(承認の意思表示あり)

会長

それでは、議案8号につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、議案第9号「平成19年度熊本市・富合町合併協議会の予算について」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

13頁をお願いいたします。議案第9号「平成19年度熊本市・富合町合併協議会の予算について」ということでございまして、平成19年度の予算を次のとおり定めることについて承認を求め、ということでございます。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,185,000円ということを決める。それから歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による、ということございまして、次の頁をご覧いただきたいと思っております。14頁15頁でございます。歳入予算表が14頁ということになっております。負担金の額として20,181,000円ということございまして県補助金、繰越金、預金利子、雑入等は今のところ未定でございますのでそれぞれに1,000円を入れさせてもらっているということでございます。そういう状況でございます。それから15頁でございます。歳入のほうの内訳でございますが、一番上の方をご覧いただきたいと思っております。負担金でございます。熊本市が16,900,000円ということでございます。富合町が3,281,000円ということでございます。以上でございます。

続きまして16頁をご覧いただきたいと思っております。歳出でございます。会議費といたしまして報酬、協議会の委員報酬、議員専門部会の委員報酬、それから監査委員報酬というようなことでございます。それから次の次でございますが協議会の会場の使用料というようなもの、それからその次の需用費といたしまして基本計画及び合併協定書印刷経費というものを挙げさせていただいております。それから、広報広聴費の中の需用費といたしまして協議会だよりの印刷経費ということも挙げさせていただいております。それからホームページの維持管理というようなことを歳出として挙げさせていただいております。総務費の中の事務局費といたしまして、嘱託員の報酬、その他を挙げさせていただいております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました議案第9号につきまして何か御質問・御意見等がありましたらお願いいたします。他にございませんでしょうか。

もし、ないようでありましたら第9号につきましても原案のとおり承認ということでございますでしょうか。

(承認の意思表示あり)

会長

それでは、議案第9号につきまして原案のとおり承認させていただきます。

続きまして、協議に入らせていただきます。協議につきましては、前回提案と、今回の提案があります。前回提案の協議第20号から協議第40号までの8項目につきましては、前回に御説明を行っておりますので今回、承認の是非をお諮りしたいと考えております。それから今回提案の協議第5号、協議第9号、協議第26号の以上3項目につきましては、最初の協議になりますので、委員の皆様にご説明を行いました上で、前回同様いったんお持ち帰りをいただき御検討いただきまして、次回の第4回協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えております。そのような形で進めさせていただきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、前回提案の協議第20号「慣行の取扱いについて」から御審議をいただきたいと考えております。それでは、御質問・御意見がありますならお願いいたします。頁数は23頁以降になりますので、どうぞご覧いただきたいと思っております。

特に皆様方から御質疑等ありませんでしょうか。もし、ないようでございますなら協議第20号「慣行の取扱いについて」につきましては原案のとおり承認というふうによろしくお願いいたします。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第20号につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第27号「消防防災の取扱いについて(その1)」につきましては、これは29頁以降になります。皆様方からの御質問・御意見等あればお願いいたします。

調整をし、新市の事業として継続するということでございますが、特に御質問・御意見等ございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、協議第27号につきまして原案のとおり承認ということによろしくお願いいたします。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第27号「消防防災の取扱いについて(その1)」につきまして原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その1)」33頁以降にな

りますが、ここにつきまして御質問・御意見等がございましたら、お願いをいたします。
こちら新市の事業として継続するということがございますが、特にございませんでしょうか。もし、ないようでしたら、協議第30号につきまして原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第30号「保健衛生事業の取扱いについて(その1)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その1)」につきまして、37頁以降になりますが、御質問・御意見等がありますならお願いをいたします。

特に御質問ございませんでしょうか。もし、ないようでしたら協議第31号につきまして原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第33号「環境対策事業の取扱いについて(その1)」45頁以降でございますがここにつきまして、御質問・御意見がありますならお願いいたします。

特にございませんでしょうか。もし、ないようでしたら協議第33号につきまして、原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第33号「環境対策事業の取扱いについて(その1)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その1)」につきまして、51頁以降でございます。何か御質問・御意見等ありましたらお願いをいたします。

原田委員お願いいたします。

原田委員

53頁で旧4町のうち、3町だけが熊本市の欄に書いてありまして飽田町だけが書いてありませんでしたが、富合町と同じように該当なしと考えていいのでしょうか。

会長

事務局の方からようございますか。

事務局

農政企画課でございますが、飽田町には該当の農業改善施設がございませんでしたので現況のところでは該当なしということで。富合町もそういう施設がなければ該当なしということだと考えます。

会長

ということでございますが、ようございますでしょうか。

原田委員

(了承の意思表示有り)

会長

他に御疑問の点がございましたら、よろしく願いいたします。特にありませんでしょうか。他、ないようでございますなら協議第34号につきまして原案のとおり承認ということではようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第34号「農林水産関係事業の取扱いについて(その1)」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第35号「商工・観光関係事業の取扱いについて(その1)」につきまして、65頁以降になります。何か御意見・御質問等ありましたらお願いをいたします。特にございませんでしょうか。もし、ないようございましたら、協議第35号につきまして原案のとおり承認ということではようございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

協議第35号につきましても原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて(その1)」であります。77頁以降になります。何か、御質問・御意見等がありましたら、お願いいたします。

特にございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、協議第40号につき

ましても原案のとおり承認ということでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

協議第40号「教育関係事業の取扱いについて(その1)」につきましても、原案のとおり承認ということで取り扱わせていただきます。

続きまして、「協議2」の提案に入らせていただきます。今回提案の協議第5号、協議第9号、協議第26号の3項目につきましては、最初の協議となりますので、委員の皆様方に御説明を行いました上で、一旦持ち帰っていただき御検討いただいて、次回の第4回目の協議会で承認の是非をお諮りしたいと考えておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは、協議第5号「財産及び債務の取扱いについて」につきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局

89頁をお願いいたします。協議第5号でございます。「財産及び債務の取扱いについて」ということでございまして、先ほど報告といたしまして議員専門部会での議論の内容を御報告申し上げました。今回これを掛けさせていただくわけでございます。「財産及び債務の取扱いについて」富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。ただし、富合町の財産のうち、国民健康保険療養給付支払等基金については、国民健康保険事業の取扱いの項目において別途協議をする。ということでございます。

92頁93頁をお願いいたします。財産に関する調書でございます。財産とはどういうものかということでございますが、まず土地ということでございます。ここに両市町の土地を挙げさせていただいております。それから2番目といたしまして建物ということでございまして、本庁舎、消防施設、学校、公営住宅、公園そのようなものを挙げさせていただいております。それから3番目といたしまして、有価証券ということでございまして株券でございます。それから出資による権利ということでございまして、出資金、出捐金を書かせていただいております。5番目が債権ということでございまして、貸付金種別、貸付金額を書かせていただいております。6番目が起債の取扱いということで普通会計を書かせていただいております。それから7番目に債務負担行為ということでございまして、両市町の債務負担行為を書かせていただいております。8番目といたしまして、基金の一覧表ということでございまして、熊本市12項目、富合町7項目の基金を挙げさせていただいております。こういう財産についてお諮りするものでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第5号につきまして、先ほど申し上げましたとおり承認の是非につきましては、次回ということになりますけどただ今の説明につきまして、何か皆様方から御質問・御意見等がございましたらお受けいたしますが、いかがでございましょうか。

どうぞ。

森川委員

質問ということでお願いいたします。土地建物のところなんですけれども、用語の問題だと思うんですけれども、その他の行政機関と公共用財産にそれぞれその他の施設とありますが、具体的にはどんなものか教えてください。

会長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

公共用財産のその他の施設が、例えば老人ホームとか老人憩いの家とか公民館とかそういうものが入っているということでございます。

会長

今の説明でよろございますでしょうか。

森川委員

(了承の意思表示有り)

会長

どうぞ、何か他に御疑問な点がございましたらお願いいたします。
井川委員さん、お願いいたします。

井川委員

8番目の基金の一覧表ございますが、この協議会ではそのまま引き継ぐというだけで、財政調整基金とか市町それぞれに共通するものがあるので、整理するとかここでは議論しないのでしょうか。

会長

事務局からいいですか。

事務局

財政課でございます。基金が各種ございますが、それぞれの基金一つ一つをどうするかについては、個別に引き継ぐ際に金額等がどうなるのか、ここで出ているデータは17年度末のものでありますが、最終的には変わってまいりますので、個別に協議が必要と考えております。

会長

ようございますでしょうか。

井川委員

(了承の意思表示有り)

会長

他にございましたらお願いいたします。他ございませんでしょうか。もし、ありますなら、先ほど申し上げましたように第4回目の協議会の場でいろいろと御質問等伺ってまいりたいと思いますので、他にないようでございますなら次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、続きまして協議第9号「地方税の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

95頁をお願いいたします。協議第9号「地方税の取扱いについて」ということをございまして、両市町において、差異のある税制等については、次のとおり扱うものとするということをございまして、(1)でまず事業所税について(2)で法人市(町)民税について(3)で都市計画税その他について取り扱うものとするというふうに書かせていただいておりますが、個票に基づきまして御説明させていただきます。

97頁をご覧いただきたいと思います。まず、事業所税でございます。事業所税につきましては、現在のところ熊本市だけにかかっているということをございまして、富合町には無しということをございます。課税対象ということをございますが、下の表を見ていただきますと、総延床面積が1,000㎡を超える事業所、それから合計従業員数が100人を超える事業所というものに掛かるというようなことをございます。これにつきましては上の調整方針がございますが、合併後富合町の地域においては市町村の合併の特例等に

関する法律第16条第1項の規定に基づき課税免除を行うというということでございますが、合併の年度及びその後5年間とし、その後は熊本市の制度とするというような調整方針というところでございます。

それから、次の98頁をご覧くださいと思います。次に法人市（町）民税でございまして、熊本市の方を見ていただきますと、②でございしますが、制限税率14.7%、富合町の方は、12.3%というようなことでございます。これをどうするかということでございますが、調整方針の方を見ていただきますと合併後、富合地域において先ほど述べましたように法律に基づきまして不均一課税、富合町の税率ということでございますが合併の年度及びその後5年間は現行の税率を採用していくと、その後は熊本市の税率にするというようなことの調整方針でございします。

99頁をご覧くださいと思いますが、都市計画税でございします。都市計画税につきましては、現在熊本市の方は掛かっております。富合町の方は掛かっておりませんが、これにつきまして一番右側の具体的な内容を見ていただきますと、現在、富合町は宇土都市計画地域であり都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外でございまして合併時には、熊本市の例により統合はするわけでございしますが、合併したから都市計画税がかかるということではないということでございます。

次が100頁で、入湯税でございします。これは熊本市も富合町も同じでございします。合併後は熊本市の例によるということでございます。

それから101頁でございします。個人市（町）民税でございします。これも熊本市も富合町も税率は一緒ということでございます。合併時に熊本市の例により統合するということでございます。

102頁をお願いいたします。固定資産税の概要ということでございまして、税率は一緒でございますが、納税期間が熊本市の場合は4期課税ということでございます。富合町の場合は町外の方が4期課税、町内の方は10期課税となっております。この調整方針でございしますが、合併時に熊本市の例により統合すると、不均一課税の富合町分についての対応は今後、経済振興部と調整を行い決定をしていくということでございます。これはどういうことかと申しますと、103頁を見ていただきたいと思いますが、103頁の⑦でございしますが、不均一課税を行ってるということでございまして、富合町の方でございしますが富合町工場等設置奨励条例第4条により税率0.7%。ただし、当該税率の適用は不均一課税の措置がなされた最初の年度以降3ヶ年に限るということで、工場誘致の為に税率を下げているというような条例をお持ちでございします。右側でございしますが、合併後は熊本市の例によるということでございます。ただ、工場誘致のための緩和措置といいますが、税率を下げている措置につきまして、このまま税率を下げ続けていくのかそれとも企業に対する補助金等で対応していくのか、そこらへんについては経済振興部会と調整を行い決定をするということございまして、全体といたしましては、熊本市の例によるわけでございしますが工場誘致のための何らかの措置は対応していこうというようなことを書か

れているということでございます。

そして、104頁が特別土地保有税ということございまして、これにつきましても合併時に熊本市の例により統合するというところで、富合町は現在、徴収は行っていないということでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第9号「地方税の取扱いについて」でございますが、御質問・御意見等ございますならお願いいたします。

松永委員さん、お願いいたします。

松永委員

税の取扱いには、関係ないかなあと思うんですけど、今後のために99頁の説明がありまして一番右側の欄に合併時に熊本市の例により統合するということで、現在、富合町は宇土都市計画区域であり都市計画税の課税対象となる市街化区域がないため課税対象外である、と書いてありますが、合併に関して都市計画というのは別個というふうに私達は考えております。政令指定都市ということで熊本市が目指されてますので、お尋ねしているのかがわからないのですが、区域区分というのは県が権限を持っているんですけど、政令指定都市になった場合に富合町の市街化区域というのはありえるのでしょうか。

会長

事務局の方からお願いいたします。

事務局

政令指定都市になった時には、線引きは条件というふうになっておりますので、線引きは行われるということでございます。

松永委員

市街化区域に関して、富合町の住民の不安として都市計画税がつけられるということで、富合町に市街化区域にあたるような区域があるのかなあというのが、一つの不安点であります。

事務局

都市計画の協議項目があったと思いますので、そこでお話をさせていただけたらなあと思います。よろしくお願いいたします。

松永委員

わかりました。

会長

ようございますか。他に御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。
森川委員、お願いいたします。

森川委員

97頁です。事業所税の話なのですが、質問ということでお聞きください。実をいうと、私の所も対象になるのかなと思うんですけど、これには課税対象税額が書いてありますが、納付の方法は熊本市はどうされているのが教えてください。

会長

事務局の方は答えられますか。

事務局

すみません。今日は税の担当課が来てないので、聞いてから後でお答えさせていただきます。すみません、どうも。

会長

今日中に解ればお願いいたします。今、調べに参りますので、森川委員さん、先に進んでいってもようございますでしょうか。

森川委員

(了承の意思表示有り)

会長

申し訳ございません。解り次第報告させていただきます。森川委員さんの御質問以外の御質問がありましたらお願いいたします。

他、御意見・御質問等ございませんでしょうか。もし、ないようでございますなら、先ほどの森川委員さんからの質問につきましては、解り次第また御報告をさせていただくということで次の協議項目に移ってもようございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

次の協議項目に移らせていただきます。続きまして、協議第26号「納税関係事業の取扱いについて」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

105頁をお願いいたします。協議第26号「納税関係事業の取扱いについて」ということでございます。これにつきましては、納税関係事業の取扱いについては、合併後、熊本市の制度に統合する。ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書び発送については、合併年度は必要な経過措置を設けるということでございます。

具体的には、107頁が固定資産評価審査委員会のことございまして同じようなものがございますので、次の108頁をご覧いただきたいと思います。納税組合でございます。熊本市の方が146組合、富合町の方が161組合ということでございます。調整方針でございますが合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。ということございまして納税組合は合併後もそのまま存続というようなことでございます。

それから、口座振替制度、109頁でございますがこれにつきましては、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加え、合併年度は必要な経過措置を設けるということございまして、現在熊本市の金融機関としては熊本宇城農業協同組合が入っておりませんが、これを新たに加えるということでございます。

それから口座振替制度111頁をご覧いただきたいと思います。納期及び納付書の発送ということございまして、ここにございますように、軽自動車税5月1日から同月31日となっております。富合町の場合は5月11日からと、ちょっと違いがございます。それから固定資産税が4期と熊本市はなっておりますが、富合町は集合税として10期ということでございます。そういうふうなことで違いがあるということございまして、合併時に熊本市の例により統合すると。ただし、合併年度は必要な経過措置を設けるということでございます。

それから112頁をお願いいたします。軽自動車標識交付及び廃車ということでございます。富合町で走っている軽自動車・単車・バイクでございますが富合町の標識を付けて走っている訳でございます。これにつきましては、どうするかでございますが具体的な内容を見ていただきますと合併後は熊本市の例によるということ、合併前に富合町が交付した課税標識については、合併後もなお有効なものとする。ただし、納税者の申出により無料で交換してほしいということがあれば無料で交換をするという調整方針ということございまして、全体といたしましては、合併時に熊本市の例により統合するという調整方針でございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第26号「納税関係事業の取扱い」について何か、御意見・御質問等がありましたらお願いいたします。特にありませんでしょうか。もし、ないようでありますなら、次の協議項目に移ってもよろございますでしょうか。協議第26号については、よろございますでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第26号につきましては質疑は終了ということにさせていただきたいというふうに思います。

事務局の方で準備はできましたか。先ほどの森川委員さんからの質問に対してお答えさせていただきます。

事務局

事業所税の御質問の件ですけれども、通常、法人市民税なんかと同様に申告納付、納税者が自主的に申告する形になっております。従いまして、既に市の方に納税義務者として登録される、事前に事業所の開設届けなり、あるいは既存の申請があつて事業所に対しましては事業年度終了時点、いわゆる納期限2ヶ月前に申告書と納付書を送らせていただいております。その様式で所定の申告をやっていただいて期限までに、お近くの金融機関でお支払いただくという手続きでございます。

会長

よろございますでしょうか。

森川委員

(了承の意思表示有り)

会長

ありがとうございました。それでは、協議につきましては、以上で終わらせていただきます。

それでは、最後になりますが「その他」とありますけれども、委員の皆様から何かございませんでしょうか。お知らせ、報告、あるいは全体を通しての御意見・御質問なんでも結構でございます。特にございませんでしょうか。委員の皆様方からは。

それでは、事務局の方から何か報告事項等がありますでしょうか。

事務局

今日の協議につきましては以上でございます。

会長

特にございませんでしょうか。事務局からもないということでございますので、これを持ちまして、議事につきましては終了させていただきます。委員の皆様方には円滑な議事進行に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

司会

最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

副会長挨拶

村崎 秀 富合町長

第3回目の協議についてお世話になりました。全議案全会一致で承認をいただきました。今度、提案されました3件については、税に関する問題でございますので、私たち町民も大変敏感になっておりますので、今後いろいろ検討重ねながらよりよい方法を探っていきたいと思っておりますので皆様方の今後の御協力をお願いいたします。今日は大変お世話になりました。御苦勞でございました。

午後 5 時 15 分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年 6月 1日

署名委員

江藤正行



署名委員

江野秀春